

## 第1回独立行政法人雇用・能力開発機構契約監視委員会議事概要

開催日	平成22年1月22日（金）
場所	（独）高齢・障害者雇用支援機構竹芝事務所会議室
出席委員氏名（敬称略）	委員 五十嵐 邦彦 （公認会計士）
	委員 藤村 博之 （法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）
	委員 本寺 大志 （株式会社 ハイ コンサルティング グループ プリンシパル）
	委員 小泉 万里子 （独立行政法人雇用・能力開発機構監事）
	委員 赤星 堯 （独立行政法人雇用・能力開発機構監事）
<p><b>【審議事項】</b></p> <p>I. 平成20年度に競争性のない随意契約であったもの</p> <p>II. 平成19年度以前の複数年契約で競争性のない随意契約であったもの</p> <p>III. 平成20年度に一者応札・一者応募であったもの</p> <p>IV. 平成19年度以前の複数年契約で一者応札・一者応募であったもの</p> <p>V. 平成21年度中に調達を行う必要があるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 前回の調達が随意契約であったもののうち、随意契約による調達を行うもの</li> <li>2. 前回の調達が一者応札等であったもの</li> <li>3. 新規の調達案件のうち、随意契約による調達を行うもの</li> <li>4. 新規の調達案件のうち、一般競争入札等による調達を行うもの</li> </ol>	
<p><b>【審議の進め方等】</b></p> <p>① 平成21年11月17日の閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、平成20年度の契約（随意契約及び1者応札・1者応募）の点検及び見直し、平成21年度末までに調達予定案件の点検・見直しについて審議を行った。</p> <p>② 審議方法については、先ず担当者から資料に基づく説明を行った後に、すでに実施した契約、これから行おうとする契約の方法が適切であった（ある）か、あるいは改善の余地があった（ある）か等について審議を行った。</p>	

審議の内容等	
<p>【審議案件】</p> <p>I 平成20年度に競争性のない随意契約であったもの</p> <p>II 平成19年度以前の複数年契約で競争性のない随意契約であったもの (随意契約事由の妥当性、契約価格の妥当性等)</p>	
質問・意見	回答
<p>随意契約で問題になるのは、不当に高価格で契約をしているおそれがあるものについてである。よって、随意契約を行う場合には、契約締結理由を十分に説明ができればならない。</p>	<p>当機構では、一般競争入札を原則とし、随意契約は、国の基準で随意契約によらざるを得ないとされているものに限り、行うこととして取り組んでいる。今後も、十分に対応していきたい。</p>
<p>民間企業における取引のように、落札決定後のいわゆる値切り価格交渉は行うのか。</p>	<p>公的機関として、現行の制度では契約金額確定後に更に値切りを求めることは無い。</p>
<p>予定価格を上回る金額しか価格の提示がない場合はどうなるのか。</p>	<p>入札において、入札金額が予定価格を上回る場合は、契約は締結しない。</p> <p>随意契約についても、予め内々に設定してある予定価格を下回る金額を相手方が示してはじめて契約締結となる。</p>
<p>予定価格の設定が重要になると思われるが、どうか。</p>	<p>そのとおりであると認識している。</p> <p>さまざまな媒体の情報を用いるなどして、市場の取引価格を調査した上で設定している。</p>
<p>機構の契約の合計件数及び（合計）金額について、随意契約見直し計画初年度の平成18年度と20年度との比較で見ると、件数・金額とも減少しているが、特に金額が大きく減少している。これは一般競争入札等へ移行したことによるコスト削減効果があったということか。それとも件数の減少に伴い、大きな額の契約がなくなったということか。</p>	<p>競争性のない随意契約は、平成18年度には件数・金額とも契約全体の80%以上を占めたが、一般競争入札等への移行を極力進めたことで、平成20年度には件数で12%、金額で13%に減少している。</p> <p>契約の合計金額が減少したことは、事業規模の変化によるもののほか、コスト削減による効果もあるものと考えられる。</p>
<p>訓練機器の再リース契約では、買い取り価格との比較も行っているのか。</p>	<p>再リースは工作機械などであるが、再リースした場合と新規リースの場合、及び買い取りの場合との価格の比較・検討も行ったうえで決定している。</p>

審議の内容等	
<p>【審議案件】</p> <p>Ⅲ 平成 20 年度に一者応札・一者応募であったもの</p> <p>Ⅳ 平成 19 年度以前の複数年契約で一者応札・一者応募であったもの (真に競争性が確保されているか等)</p>	
質問・意見	回答
<p>契約締結日が第 4・四半期になっている工事契約に代表されるように、特定の期間に入札案件が集中した場合には、手を挙げる業者が限られてくることになる。改善の余地があるのではないか。</p>	<p>平成 21 年 6 月から、1 者応札・1 者応募の改善方策の 1 つとして、契約が集中しないよう、年度当初から調達計画を立てたうえで、見積期間を十分に確保し、また公告期間も 10 日間以上確保するよう各施設に対する指導を行っており、今後もこうした指導を強化したい。</p>
<p>一般競争入札について、複数者からの応札・応募を得るために、登録業者を充実する必要がある。どのように行っているか。</p>	<p>年間を通じて随時、登録申請を受け付けているなど、登録業者を増やすよう努めており、これからも充実に努めていく。</p>
<p>一者応札・一者応募となりそうな場合は、発注実績のある業者に呼びかけを行うなどの取り組みをしてはどうか。</p>	<p>工事契約では、建設業協会や建設業関係の新聞に、物品等は中小企業団体中央会に情報提供し、応札企業が増えるように努めている。</p>
<p>複数者による応札は、ある程度、複数の業者が地域に存在することが前提にあり、そもそも業者が存在しない地域には、かなりの遠方から業者が応札に来るとは考えられない。適切に対策を講じた上で、一者応札・一者応募になるのは仕方がない面もあると思う。</p>	<p>地域的に業者が少ない地域の業務を調達することが多い状況はあるが、機構のホームページへの公開・公告期間の確保等をはじめ、さまざまな手立てを講じ、応札の機会を広げるよう更に取り組んでいきたい。</p>

審議の内容等	
<p>【審議案件】</p> <p>V 平成 21 年度中に調達を行う必要があるもの</p> <p>1. 前回の調達が随意契約であったもののうち、随意契約による調達を行うもの</p> <p>2. 前回の調達が一者応札等であったもの</p> <p>3. 新規の調達案件のうち、随意契約による調達を行うもの</p> <p>4. 新規の調達案件のうち、一般競争入札等による調達を行うもの</p>	
質問・意見	回答
<p>訓練用機器の購入に当たっては、訓練生の就職を配慮して、地元の企業が製造あるいは多く</p>	<p>訓練生の就職促進のためにはそのような配慮も考えられるかもしれないが、競争性が</p>

<p>導入している機種を指定することが望ましいのではないかと。</p>	<p>真に確保されているのかとの観点で、1者応札等への対策を取るよう求められているので、機種を指定した仕様とすることは難しく、同様の機能を有する機器等について入札の機会を増やしつつ、地元のニーズに応えることとしている。</p>
<p>健康診断の案件について、納期が8月20日となっているが、医療機関はその時期は非常に忙しい時期であり、価格も高くなる。新卒採用者と一般従業員とで分けて診断を実施するなど、実施時期を考慮してはどうか。</p>	<p>1年に一度、実施することが義務付けられ、また、新規採用者については、三月以内に検診を行うことが求められており、そのことからすると毎年年度の前半で完了することが望ましいのではないかと考える。</p>
<p>事務用パソコンは、多くの台数を一斉に購入する必要があるのか。一斉に購入することにより、かえって高額になるのではないかと。故障したパソコンから1台ずつ購入することも検討してはどうか。</p>	<p>そういうやり方も考えられるが、価格的にはどちらが低額になるかは一概に言えないように思う。また、合理的理由がないのに分割して随意契約で購入した場合、一般競争入札を避けるために故意に分割発注したものとと言われることにもなりかねない面もある。</p>
<p>平成21年度の調達予定案件について、前回随意契約であったもののうち、96件が一般競争入札へ移行することとしているが、今後、これ以外に一般競争入札へ移行するものはないのか。</p>	<p>システムの改修などが残っているが、システムの改修を例に挙げると、新システムを導入する時に、一般競争入札へ移行することが適当と考えている。</p>
<p>一般競争入札により調達を行うものについて、競争性を高めるため、多くの改善措置を講じることとしている。まず、これを実施し、調達終了後に、好事例・要改善事例等を分析していただきたい。</p>	<p>調達終了後に分析を行うとともに、更に競争性を高めるよう全施設に徹底していきたい。</p>
<p>【検討・見直しの結果】</p>	<p>審議事項について、5委員から、各項目について、「適切であると認められる」との評価を得た。</p>